

# 草加市奨学資金の返済猶予が利用しやすくなりました

次の条件に該当する方は、奨学資金の返済を猶予することができますので、返済猶予をご希望される方は、担当までご相談ください。

※返済猶予が認められた場合でも、返済額が免除されるものではありませんので、返済猶予の終了後、猶予していた金額を返済する必要があります。

返済猶予の対象者	生活保護費を受給している方	会社などを退職された方	学校を卒業してまもない方 ※1	市区町村税の非課税の方 ※1	年収300万円以下の会社員などの方、また、年収200万円以下の自営業などの方 ※1	返済することが困難であると認められる方（進学、退学された方など）
返済猶予の期間	猶予開始月から1年間	退職月後から半年間	卒業後の返済据置期間後から1年間	猶予開始月から初めて到来する6月まで	猶予開始月から初めて到来する6月まで	具体的事情に基づいて決定します。
返済猶予の更新の可否 ※2	可	不可	不可	可	可	
返済猶予限度額（可能額） ※3	返済額の全額	返済額の全額	返済額の全額	毎月の返済額から2,000円を除いた額以内	毎月の返済額に1/2を乗じた額以内	
証明書類 ※4	生活保護受給証明書	退職証明書又は履歴事項全部証明書等	卒業証明書及び申請時直近の給与明細等	非課税証明書 ※5	所得証明書等収入の分かる公的証明書 ※5	

※1 学校を卒業してまもない方は、給与明細の総賃金支払月額が25万円（賞与の支給がある場合。賞与の支給がない場合は33万円）以下の方が対象になります。また、市区町村税の非課税の方、年収300万円以下の会社員などの方、年収200万円以下の自営業などの方においては、配偶者の方がいる場合には、同様に配偶者の方の所得も審査対象になります。

※2 返済猶予の更新を希望される場合には、毎年更新手続を行う必要があります。なお、市区町村税の非課税の方、年収300万円以下の会社員などの方、年収200万円以下の自営業などの方は、10年間を超えての更新はできません。

※3 限度額までの返済猶予を希望しない場合には、千円単位での猶予額を設定し、申請していただきます。

※4 申請に際しては、草加市奨学金返済猶予等申請書に加えて、証明書類が必要になります。

※5 申請年度の4月から6月までの返済猶予を希望する場合には、前々年の証明書を、申請年度の7月から翌年度の6月までを希望する場合には、前年の証明書（6月ごろに取得できます）を提出する必要があります。これら二つの期間をまたがって返済猶予を希望する場合には、2か年分の証明書が必要になります。また、配偶者がいる場合には、同様にその配偶者の所得などの証明書も必要となります。

担当：草加市教育委員会 総務企画課財務係  
電話048-922-2619(直通)